



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年10月14日火曜日 第2007号

◇ 目 次 ◇ 告 示

特約業者の指定	1107
特約業者の指定の取消し	1107
医師の指定	1107
指定医師の所在地の変更	1107
指定医師の辞退の届出	1108
指定自立支援医療機関の指定	1108
指定自立支援医療機関の所在地の変更	1108
大規模小売店舗の新設の届出の概要等	1108
保安林予定森林にする旨の通知	1109
保安林予定森林	1110
公聴会の開催	1111
道路の位置の指定	1111
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧	1111

告 示

○愛媛県告示第1474号

地方税法(昭和25年法律第226号)第700条の6の4第1項の規

定に基づき、次のとおり特約業者の指定をした。

平成20年10月14日

愛媛県知事 加戸守行

氏名又は名称及び 代表者の氏名	主たる事務所又は 事業所の所在地	指 定 年 月 日
サンセイ石油株式会社 代表取締役 山岡将人	今治市長沢甲1252番地1	平成20年 10月1日

○愛媛県告示第1475号

地方税法(昭和25年法律第226号)第700条の6の4第3項の規
定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成20年10月14日

愛媛県知事 加戸守行

氏名又は名称及び 代表者の氏名	主たる事務所又は 事業所の所在地	取 消 年 月 日
有限会社 三信石油店 代表取締役 安藤正浩	西条市丹原町今井224番地1	平成20年 8月31日

○愛媛県告示第1476号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成20年10月14日

愛媛県知事 加戸守行

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指 定 年 月 日
肢体不自由・心臓・呼吸器機能障害	内 科	西条中央病院	上谷晃由	西条市朔日市804	平成 20年10月1日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	内 科	社会福祉法人恩賜財団済生会今治第二病院	堀池典生	今治市北日吉町1丁目7-43	"
聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	本吉和美	東温市志津川	"
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	田川雅彦	東温市志津川	"
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	愛媛労災病院	國司善彦	新居浜市南小松原町13-27	"

○愛媛県告示第1477号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成20年10月14日

愛媛県知事 加戸守行

医 師 氏 名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
野中卓	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	愛媛県立今治病院	今治市石井町4丁目5-5	平成16年 4月1日
山下広高	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	愛媛県立今治病院	今治市石井町4丁目5-5	平成18年 4月1日

古川 浩次	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	東温市志津川	愛媛県立今治病院	今治市石井町4丁目5-5	平成18年 11月1日
後出 一郎	財団法人積善会附属十全総合 病院	新居浜市北新町1-5	愛媛県立今治病院	今治市石井町4丁目5-5	平成19年 4月1日
高月 秀典	国民健康保険久万高原町立病 院	上浮穴郡久万高原町大字久万 65	愛媛県立今治病院	今治市石井町4丁目5-5	〃
尾木 伸輔	社会福祉法人恩賜財団済生会 今治病院	今治市喜田村7丁目1-6	愛媛県立今治病院	今治市石井町4丁目5-5	平成20年 4月1日
大下 晃	社会福祉法人恩賜財団済生会 西条病院	西条市朔日市字櫻ヶ坪269- 1	愛媛県立今治病院	今治市石井町4丁目5-5	平成20年 4月1日
北出 公洋	愛媛県立南宇和病院	南宇和郡愛南町甲2433の1	愛媛県立今治病院	今治市石井町4丁目5-5	〃
矢野 達哉	西条中央病院	西条市朔日市804	宇和島社会保険病院	宇和島市賀古町2丁目1-37	〃

○愛媛県告示第1478号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成20年10月14日

愛媛県知事 加戸守行

診断した身体障害の種類	診療科名	病院又は 診療所の名称	医師氏名	同左所在地	辞退年月日
ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	社会福祉法人恩賜財 団済生会今治病院	西尾俊治	今治市喜田村7丁目1-6	平成 19年4月30日
心臓・じん臓・呼吸器機能障害	内科	愛媛県立新居浜病院	赤松明	新居浜市本郷3丁目1-1	平成 20年8月29日
肢体不自由	整形外科	愛媛労災病院	砂金光藏	新居浜市南小松原町13-27	平成 20年9月10日
肢体不自由	整形外科	愛媛労災病院	井上裕文	新居浜市南小松原町13-27	平成 20年9月10日

○愛媛県告示第1479号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成20年10月14日

愛媛県知事 加戸守行

名称	所在地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする 医療の種類	指定年月日
ファミリー薬局土居店	四国中央市土居町蕪崎303-3	有限会社ファミリー薬局		平成20年 10月1日
コスモ薬局山田井店	四国中央市金生町山田井乙17-4	有限会社ネオファルマー		平成20年 10月1日
彩生薬局	伊予郡砥部町麻生5-4	有限会社彩生薬局		平成20年 10月1日

○愛媛県告示第1480号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

平成20年10月14日

愛媛県知事 加戸守行

名称	所在地		変更 年月日
	変更前	変更後	
しまなみ薬局	今治市近見2丁目1-61	今治市北日吉町1丁目14-7	平成20年 10月1日

○愛媛県告示第1481号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成20年10月14日

愛媛県知事 加戸守行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
セブンスター東長戸店
松山市東長戸四丁目 688 - 1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社一六本舗
松山市東石井二丁目22番13号
代表取締役 玉置 泰
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社セブンスター
松山市東石井一丁目 7 番13号
代表取締役 玉置 泰
株式会社一六本舗
松山市東石井二丁目22番13号
代表取締役 玉置 泰
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成21年 6 月 1 日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,758平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
88台
イ 駐輪場の収容台数
98台
ウ 荷さばき施設の面積
163平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
33.0立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時45分から午後10時15分まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
出入口 2箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後8時まで
- 2 届出年月日
平成20年 9 月29日
- 3 意見書の提出
この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4 月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。
なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から 1 月間縦覧に供する。
- (1) 意見書に記載すべき事項
ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- イ 当該大規模小売店舗の名称
ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1482号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第30条の規定により告示する。

平成20年10月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所
上浮穴郡久万高原町久万1074の 2、1120の 2、1553の 6
- (2) 指定の目的
水源のかん養
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
久万1074の 2・1120の 2（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）、1553の 6
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所
上浮穴郡久万高原町下畑野川乙 367 の 1、乙 367 の 3、乙 367 の 5、乙 368 の 2、乙 368 の 4、乙 368 の 6 から乙 368 の 12 まで、乙 381 の 2、乙 381 の 3、乙 386 の 3、乙 386 の 4、乙 388 の 1、乙 390 の 6、乙 400 の 1、乙 400 の 2
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
下畑野川乙 367 の 1・乙 388 の 1（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 3(1) 保安林予定森林の所在場所
上浮穴郡久万高原町波草31の 1、32の 1、32の 2、38の 1、38の 2
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 洪草32の1・32の2・38の1（以上3筆について次の図
 に示す部分に限る。）、38の2

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の
 所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期
 齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所

上浮穴郡久万高原町大成 469、470、483、484、486、4
 90、491の1、503の1、504の1、505の1、506から509
 まで

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大成 483・484・491の1（以上3筆について次の図に示
 す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採とすることができる立木は、当該立木の
 所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期
 齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

5(1) 保安林予定森林の所在場所

上浮穴郡久万高原町柳井川字川下5557、5560から5564まで、
 5566、5583、5584、5588、5615から5622まで、5634から5638ま
 で、5645、5794、5795

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字川下5557・5560・5795（以上3筆について次の図に示
 す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の
 所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期
 齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

6(1) 保安林予定森林の所在場所

上浮穴郡久万高原町七鳥1109の1、1110の1

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の
 所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期
 齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係
 書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1483号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第
 249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年10月14日

愛媛県知事 加戸守行

1(1) 保安林予定森林の所在場所

今治市朝倉上甲 289の1から甲 289の3まで、甲290、甲 17
 16、甲1718、甲1719の1、甲1720、甲1722から甲1724まで、甲
 1726、甲1727の1、甲1727の2、甲1730、甲1731の1から甲17
 31の3まで、甲1786、甲1787、甲1789、甲1790の1、甲1790の
 2、甲1791、甲3108、乙 186の1、乙 186の2、乙 188の1、
 乙 189、乙 190、乙 193の1、乙 193の2、乙 195、乙 195の
 2、乙 198、乙 202、乙 204の1、乙 206、乙 266の15、乙 2
 66の16、乙 675の4、乙 675の7、乙 677、乙 678、乙 679の
 1、乙 679の2、乙 680、乙 681の1から乙 681の6まで、乙
 681の8から乙 681の18まで、乙 682、古谷甲 678の1、甲 7
 01、甲 875の1、甲 876、乙53の1、乙54の1、乙56、乙57の
 1、乙59の7、乙59の100から乙59の102まで、乙71、乙 143
 の4、乙 143の12、乙 143の36

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の
 所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期
 齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

南宇和郡愛南町御荘長月2160、2161、2173、2208、2209

(2) 指定の目的

干害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の
 所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期
 齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を愛媛県庁並びに今治市役所及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1484号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条及び愛媛県都市計画公聴会規則(昭和45年愛媛県規則第1号)第2条の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成20年10月14日

愛媛県知事 加戸守行

- 日時 平成20年10月28日(火)午後2時から
- 場所 東温市田窪300番地2
東温市農村環境改善センター 2階大会議室
- 公聴会の案件及びその概要
 - 案件
松山広域都市計画区域の区域区分の変更案について
 - 案件の概要
都市計画法第21条第1項の規定に基づき、次の区域内に存する市街化調整区域を市街化区域に変更する。
東温市大字 志津川の一部
- 公述の申出等
 - 公述の申出
公聴会に出席して意見を述べようとする者(当該都市計画区域内市町の住民及び利害関係者に限る。)は、意見の要旨及びその理由並びに住所氏名を記載した書面を知事に提出すること。
なお、申出の期限までに公述の申出がない場合は、開催を中止する。
 - 申出の期限
平成20年10月23日(木)まで
 - 問い合わせ先
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県土木部道路都市局都市計画課
(電話 089-912-2738)

○愛媛県告示第1485号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成20年10月14日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

- 指定年月日及び番号
平成20年10月1日 20東四土(道)第2号
- 道路の位置
四国中央市具定町字倉之内410番1の一部及び410番3の一部
幅員 5.00メートル
延長 31.79メートル
- 申請人の住所及び氏名
四国中央市妻鳥町1209番地1
篠原不動産 篠原 和子
- 図面省略

○愛媛県告示第1486号

宇和島市から協議のあった市営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・迫目地区)の施行は、適当と認められる

ので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年10月14日

愛媛県南予地方局長 渡部 敏夫

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 市営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・迫目地区)計画書の写し
 - 宇和島市営土地改良事業の経費の賦課徴収条例の写し
- 縦覧期間
平成20年10月15日から11月12日まで
- 縦覧場所
宇和島市役所三間支所